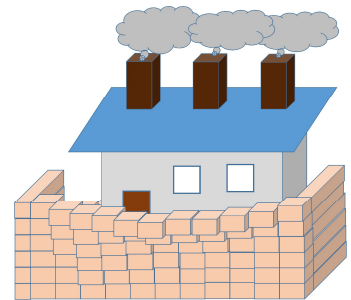


道路等に面する **危険ブロック塀等** の撤去を支援します
《 令和8年度 大館市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金 》

- 自宅の塀が倒れて、歩行者に怪我を負わせそうで心配だ。
- 誰も住まなくなった実家の塀が車道側に大きく傾いている。
- 作業場の塀が古く、地震がおきたら歩道に倒れそうで不安だ。



大館市内にある道路等に面した危険ブロック塀等について、道路等の地盤面からの高さを60cm以下に減じる工事(全撤去も含む。)に対し、費用の一部を補助金交付します。



補助率・補助金の額

- ①個人(大館市外の住民登録者含む)が所有するブロック塀等の撤去
- ②市民が居住する土地(借地)にあるブロック塀等の撤去
- ③町内会が所有または管理する土地にあるブロック塀等の撤去

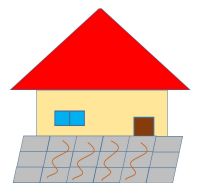
補助率 1/2 上限額 10万円

- ④法人等が所有または管理する土地にあるブロック塀等の撤去

補助率 1/3 上限額 8万円 (消費税を除く)

注意

補助金の交付申請を行い、交付決定を受けてから撤去工事に着手してください。
(申請前に工事着手した場合、補助対象となりません。ご注意ください。)



<事業期間> 令和8年4月1日(水) ~ 令和9年3月15日(月)
※ 事業期間の最終日までに事業を完了し報告を提出すること(厳守)

<申請・問合わせ先> 大館市 建築住宅課 建築指導係 (比内総合支所1階)
住所: 大館市比内町扇田字新大堤下93番地6
電話: 0186-43-7083(直通)

◇本事業での危険ブロック塀等とは◇

道路等(道路の他、公園や緑地)に面する塀(ブロック塀、コンクリート塀、石積塀等)で、道路等の地盤面からの高さが1.0m以上ある他、傾きやひび割れ又はその他の不具合(高さに対する塀の厚さが不十分、高さが1.2mを超える塀にあって控え壁が無い等)がある塀。

●「塀等の点検のチェックポイント」で確認ください。

◇補助金の対象となる工事◇

大館市内(市内に本店を置く法人又は市内に住所がある個人事業者)の建設業者等と契約を交わし、次の工事を行うこと。

- 危険ブロック塀等を全て撤去する工事
- 危険ブロック塀等の一部を撤去(道路等からの高さを60cm以下に減じる)する工事
- 危険ブロック塀等の基礎部分が擁壁または底板付鉄筋コンクリート基礎等で頑丈な構造なものについて、基礎上部のブロック塀等を全て撤去する工事
- 危険ブロック塀等と一体になっている門柱について、危険ブロック塀等と一体的に全てまたは一部を撤去する工事

◇補助金の対象にならない工事◇

- 道路等に面していない塀の撤去
- 塀の補修工事または再設置工事
- 自主施工による撤去工事
- 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事 など

◇補助金の交付対象者と交付要件◇

- ①ブロック塀等を所有する個人(市民でないかたを含む)
 - ②ブロック塀等がある土地(借地)に居住する市民
 - ③ブロック塀等がある土地を所有または管理する町内会
 - ④ブロック塀等がある土地を所有または管理する法人
- 【交付要件】
- ①・②・④(法人及び代表者個人)の交付対象者が納期到来済みの大館市の市税を滞納していないこと。

◇その他の交付要件・注意事項◇

- ブロック塀等がある土地の共有者、抵当権者などからブロック塀等の撤去について同意を得ていること。
- 交付対象者がブロック塀等の所有者でない場合、所有者からブロック塀等撤去に係る同意を得ていること。

◇申請できる回数◇

○年度に関わらず、ブロック塀等がある土地について1回限りです。

◇申請等に必要な書類◇

● 補助金交付申請 ※着工前の申請が必須!

補助金交付申請書(様式第2号)

《添付書類》

- ①ブロック塀等の危険度点検表(様式第1号)
- ②ブロック塀等がある土地を示す位置図又は住宅地図
- ③撤去着手前のブロック塀等の写真(道路側から塀と道路を撮影、塀の内側から撮影、損傷箇所を撮影)
- ④工事見積書(撤去の長さ・高さ、単価が分るもの)
- ⑤債権者登録申請書

< 以下は、該当する場合に添付する書類 >

- ⑥同意書(様式第3号)及び土地借受けを示す契約書(ブロック塀等がある土地を借受けている場合)
- ⑦住民登録する住所・氏名・生年月日がわかるもの(申請者が大館市に住民登録がない場合)
- ⑧登記事項証明書や団体規約など(法人等が申請者となる場合)⑨その他、市長が必要と認める書類

● 事業完了報告 ※撤去完了・工事代金支払い後

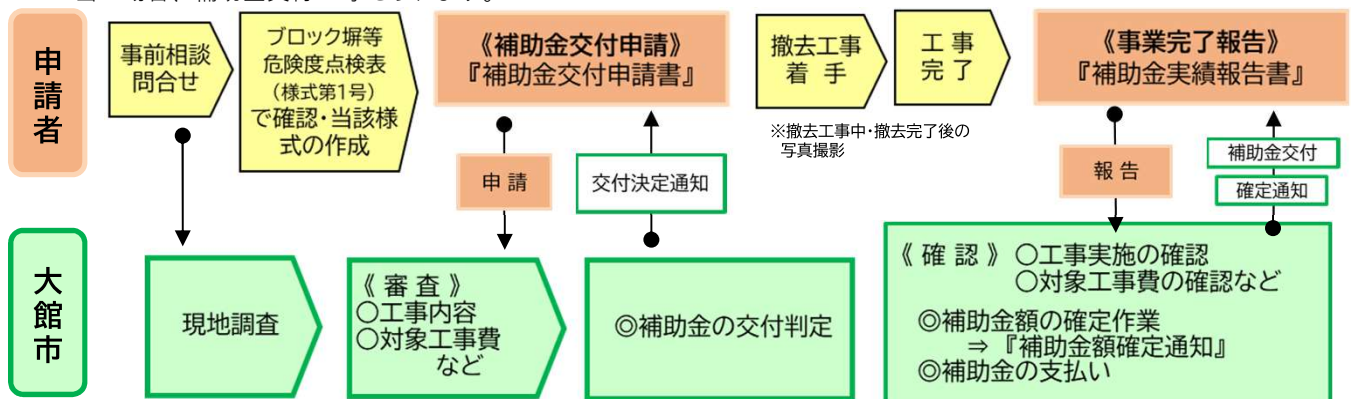
補助金実績報告書(様式第7号)

- ①工事請負契約書の写し
- ②工事代金領収書の写し
- ③撤去工事中及び周辺への安全確保対策を講じている写真(安全確保対策を講じてない場合は不要)
- ④撤去工事完了後の写真
- ⑤補助金交付請求書
- ⑥その他、市長が必要と認める書類

※撤去工事を依頼する事業者との契約を終えていなくても補助金交付申請を行えます。但し、工事着工前には契約書または請書等により、契約を締結してください。

補助事業の申請フロー

●申請前に『ブロック塀等の危険度点検表(様式第1号)』で塀の状況を確認してください(申請時の添付書類の一つ)。点検項目で1つ以上該当の場合、補助金交付が考えられます。



★『申請書』のダウンロードや詳細情報は
大館市HPをご覧ください。

HPIはこちら!

